

松山地方裁判所委員会（第42回）議事概要

1 日時

令和6年11月14日（木）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室

3 出席者（地裁委員につき五十音順、敬称略）

（地裁委員）石橋英典、稲井良介、奥村敏仁、菊池浩也、坂本敦志、信貴正美、
高村靖、寺尾智子、福田修久、宮部高至、山口和子

（報告者）井上隆志事務局会計課長、藤田亮祐事務局会計課課長補佐

（説明者）石川満松山簡易裁判所判事、大橋富生松山簡易裁判所庶務課長

（事務担当者）佐伯直哉事務局長、山本隆祥事務局総務課長、石村信幸事務局総
務課課長補佐、久保貴男松山簡易裁判所主任書記官

4 議事

テーマ「身近な裁判所としての簡易裁判所」

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 前回委員会の振返り報告

井上課長及び藤田課長補佐が、前回テーマ「自然災害対策」について、その後の取組などの報告を行った。

(4) 説明者による説明

石川判事及び大橋課長が、身近な裁判所としての簡易裁判所について説明を行った。

(5) 手続案内の実演

大橋課長及び久保主任書記官が、簡易裁判所における手続案内について実演を行った。

(6) 意見交換要旨（■委員長、□委員、○説明者）

- 受付段階での簡易裁判所の後見的関与は、書記官や事務官が行うのでしょうか。
- そうです。
- 「申立ての心理的ハードルを下げる」とは、どのような意味なのでしょうか。
- 裁判所を利用する前に本人の理解を深めてもらうという意味です。先に様々な機関などに行ってから裁判所に来庁される方も多く、法律相談などの事前相談で民事調停を薦められて裁判所に来庁されるケースもあります。事前相談に行っていない方には民事訴訟、少額訴訟、支払督促、民事調停の4つの手続を説明し、判断材料を提供しています。
- 先ほどの手続案内の実演では、他の機関から簡易裁判所を案内されたという話から始まっていましたが、実際そういったケースはあるのでしょうか。
- 弁護士の無料法律相談を受けてから裁判所に来庁される方はいますが、弁護士からの手続に関する説明を十分に理解しきれておらず、結局裁判所の窓口に来た段階で一から尋ねられて説明を行うケースも多いです。
- 簡易裁判所の窓口への来庁者のうち、先にどこの機関にも行かずに、とりあえず裁判所を訪れたというケースはあるのでしょうか。
- 半分くらいの割合の方が、最初に裁判所に来庁されているのではないかと思います。
- 来庁者は、手続選択について最終的にどれがよいのかを知りたいと思いますが、簡易裁判所としては、やはり公正中立の立場からあくまで情報提供のみを行い、この手続がよいというアドバイスまではできないということでしょうか。
- 例えば、金銭請求でない場合は、4つの手続の中で支払督促と少額訴訟は外れることを説明し、あとは調停のメリット、訴訟のメリットについて説明をして、手続の選択をしてもらっています。調停は人間関係の調整的な面も持っているもので、調停が相当だろうと思われるケースでは、そちらのメリットを多めに紹介することはあります。
- それでもどの手続がよいかわからない場合はどうでしょうか。

- 手続選択で悩むより、どうしたらいいかと問題の中身の話をされる方が多いです。中には法律判断を求めてくるケースもあります。裁判所は公正中立の立場なので、法律相談ならば弁護士や司法書士に相談してくださいと説明することはあります。
- 込み入った事情がある場合もあると思われませんが、どのような場所で手続案内を行っていますか。
- ケースバイケースです。窓口で最後まで終えることもありますし、込み入った話になる場合や周りに聞かれたくない話である場合は、個室で行っています。
- 窓口でのサポート以外にも、事件開始後に中立的にどこまでサポートできるか考えるべきではないでしょうか。裁判である以上、主張立証はしないとはいけませんが、専門家でない方が訴訟活動をするにはハードルが高いと思います。早い段階での和解の提案など、利用者が満足できる解決方法を考える必要があるのではないのでしょうか。
- 裁判所が、一方当事者の主張を補足することはできないとされています。また、民事訴訟の場合、事案の内容が把握できれば、司法委員に立ち会ってもらって、意見をもらい、早期に和解による解決を図ることもあります。
- 釈明（※一般的な「釈明」の意味と異なり、民事訴訟での「釈明」は、裁判官が当事者に対して、事実上及び法律上の事項に関する質問をしたり、立証を促したりすることを言います。）については、簡易裁判所は地方裁判所よりも積極的に行うのでしょうか。
- 不足する事実は当事者に尋ね、できるだけ訴訟のテーブルに乗せようと考えています。事実としてどうとらえたらよいか本人が分からないこともありますので、筋道を間違えない程度に釈明を求めています。やりすぎないようにしながら、かつ、訴訟が迷走しないようにしながら審理するように注意しています。地方裁判所の訴訟は、多くの場合弁護士が代理人となっていますので、簡易裁判所の方が釈明を行う機会は多いかもしれません。ただし、全く主張していないことを取り

上げたり、そのために積極的に釈明を行うまではしていません。

- 松山簡易裁判所で一時期、民事手続の事件数が伸びている原因は何なのでしょうか。
- 松山の特定の業者が貸金関係の訴訟を数多く提起していましたが、その後松山から撤退した影響もあると思います。一般調停事件が増えているのは、貸金業者の関係の事件が増えたからですが、事件数が増加した時期に特定調停手続が新設されています。
- 少額訴訟の年間件数はどのくらいなのでしょう。
- 昨年松山簡易裁判所では29件で、制度ができたころに比べると減っています。その原因として、過去には敷金返還請求が相当数ありましたが、ガイドラインができてからは、賃貸業者においてもそれに沿った契約書が作られるようになったことが挙げられると思います。また、自動車保険で交通事故の弁護士費用に関する特約ができてからは、最初から通常訴訟を利用することが多くなっていることも挙げられます。
- 少額訴訟の利用について、年間10回までということを考慮しなければならないケースはありますか。
- 少額訴訟ができた最初の頃は、繰り返し利用する業者もいましたが、最近ほとんどいません。
- 統計のグラフを見ると、松山簡易裁判所の民事事件の件数は非常に少なくなってきました。簡易裁判所の機能の充実が求められるのは、どのような理由からでしょうか。業務縮小、効率化の話はないのでしょうか。
- 事件数に応じた人員の配置措置は執られています。事件数は減っていますが、国民の権利意識自体は高まっていると思います。裁判所の関わり方は難しい部分もありますが、国民の需要に応えることは引き続き必要だと思います。
- ADRが利用できない判断が難しい事件は、やはり一定数残っています。
- 簡易裁判所では弁護士特約による交通事故の損害賠償請求が増えています。こ

の事案は貸金請求などに比べ、弁護士による主張立証があるため審理に時間がかかる傾向があります。

- 簡易裁判所を利用した方の感想や使用感の調査、アンケートなどはされているのでしょうか。
- 過去には、調停の利用者アンケートというものをしばらく実施していた時期がありました。
- 利用した人の声が集まれば、より身近な裁判所になるのではないのでしょうか。
- 消費者トラブルは割と複雑でクーリングオフなど時間的に余裕がない事案も多いと思います。それに対応する機関として消費生活センターもありますので、そこに案内することも考えるとよいのではないのでしょうか。
- 確かに、消費生活センターとの連携も必要だと思います。
- 来庁者の頭の中で事案が整理されていないものの要求が過大な場合や、近年成人となった18歳や19歳の方の対応は大変ではないかと思います。
- 成人年齢の点について、家庭裁判所とは事件の内容に応じて住み分けがありますが、クレジットカード関係の請求など、簡易裁判所で扱うものもあります。実際に18歳の方が当事者となっている事案もありました。
- 18歳や19歳の方で自分が何かを請求する立場で手続案内に来られる方はあまりいません。請求される立場の方がその年齢である場合の方が多いです。18歳ですが、母親と手続案内に来られたという事案もあります。
- 中には最初から怒った状態で来庁される方や、相談すべき内容が自分自身でも整理しきれず来庁される方もいます。何に対して怒っているのかを確認する、まずは落ち着いてもらってから話を聞く、ひととおりに言いたいことを言ってもらおうといった対応をしています。
- 例えば119番するほどかどうか迷う場合の相談窓口のように、裁判所を利用する前の中間組織的な存在が必要ではないかと思います。
- 簡易裁判所あるいは地方裁判所はこういうことやっている、こういう役割を果

たしているということを国民にどのように知らせているのでしょうか。広報面はどうなっているのでしょうか。

- 裁判所に関する広報として、裁判所ホームページやY o u T u b e 動画などがあります。また、出張講義を利用した広報もあります。調停制度100周年の際には、パネル展示や一般の方を対象とした模擬調停体験を実施しました。今後も更なる工夫が必要だと考えています。

(7) 次回テーマ及び期日

労働審判制度

令和7年5月30日（金）午後2時30分